

2021年度 一般社団法人愛知県社会福祉士会 事業計画

基本方針

今日、私たちを取り巻く状況は、急速な少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加、財政状況の悪化と収入格差等を背景に、家族、企業、地域それぞれにおいて個人を支える機能が弱まり、人と人のつながりも希薄化がすすんでいます。

社会的孤立や経済的困窮、虐待、ひきこもり、子育て不安等、日々の暮らしをめぐる困りごとや生きづらさを抱える人が増えています。また、新型コロナウイルスの蔓延防止のため、人との接触を避け、外出の自粛、営業時間の短縮などにより、収入が減り、失業者や自殺者が増え、生きづらさを抱える人がさらに増えてきています。

支援を必要としている人々の権利擁護に対し、我々は一体何ができるのかを自らに問い続けていかなければなりません。いま支援を必要としている人々の存在を丸ごと包摂する社会と、その生活を支えるために世代や分野を超えた包括的な支援（ケア）が必要です。

その中で私たち社会福祉士は、それぞれの立場で、ある者は職業として社会福祉実践に従事し、ある者はボランティアとして自身の生活の場で社会福祉実践を行っています。私たちは、総合的視点に立脚し、各々専門性を持った一人のソーシャルワーカーとして、「ソーシャルワークの定義」（国際ソーシャルワーカー連盟）を実践の拠り所として活動しています。私たちの実践を照らし合わせ、多分野への視野や綱紀が求められています。

新型コロナウイルスは、私たちの研修や会議などにも影響を及ぼしました。昨年度は、基礎研修や成年後見人養成研修（成年後見人材育成研修及び名簿登録研修）を中止せざるを得ない状況に追い込まれてしまいました。現在、新しい方法での会議や研修を模索しオンラインによる開催を徐々に始めています。日本社会福祉士会もeラーニングでの研修ができるように取り組んでいます。オンラインによる新しい方法は人との触れ合いを難しくする一方、現地に行く必要がなくなり研修や会議に参加しやすくなるという利点もあります。そのことを最大限に生かしていきたいと思っています。

しかし、私たちの支援は、直接対象者に会い対応していく場面がほとんどです。今後は支援者にどう対応し支援していくのが問われていくと思います。当会としては、会員の皆様に情報の提供また共有をしていき、できる限り会員のニーズに応える研修や社会に貢献できる活動を行っていきます。

愛知県内における人材育成のために、当会に求められる任務も大きくなってきました。

PSW協会・MSW協会と職能団体として、各種連携を行うと共に東海四県社会福祉士会とは四県会議を実施し、横断的な研修の開催など連携を継続します。

愛知県社会福祉士会としては、引き続き財政を見直し、基盤の安定を図り、事務局の役割分担の明確化、機能の強化とともに、センターごとの収支を考え、無駄を省く徹底した見直しをしていきます。

また、当会の活動が会員の皆様のメリットとなり、会員の拡大に繋げられる取り組みを行うため、特命チームを新たに立ち上げ入会促進及び退会抑制に取り組みできる限り会員のニーズに応えていきたいと考えています。

財政的に厳しい状況ではありますが、第3次中期目標(2020-2024年)及び、2021年度の短期目標と重点目標を以下に掲げ、2021年度の基本方針と致します。

一つひとつできることから実行して会員みなさまの拠り所となれる会運営を目指すとともに、新入会員の拡大を図っていきます。今後とも当会の活動にますます皆さま方のご理解とご参加を賜りますようお願い申し上げます。

| 中長期目標 (5か年目標2020-2024) | 短期目標 (2021年度目標) |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織強化と運営基盤の安定 | ① 日本社会福祉士会及び東海四県社会福祉士会との連携・連絡会議の継続 ② 財政基盤及び事務局機能の強化 ③ 理事会・委員会・支部の編成充実 ④ 新入会員の拡大と退会者の抑制、後継者育成 |
| 会員の拠り所となる | ① 県本部支部連携の充実 ② オンラインを活用した研修の充実 ③ ホームページ・メルマガ・SNS等の充実 |
| ソーシャルワークの意義と社会的信頼に応える | ① 社会的支援事業の充実 ② 他機関・他団体との連携推進 ③ 県民・学生への啓発と情報発信 |
| 2021年度各事業部別重点目標 | |
| 総務部 | ① ICT化の推進による業務効率化の推進と理事・事務局体制の強化 ② 財政基盤の充実と安定化 ③ ホームページの充実並びにSNS等の活用 |
| 生涯研修センター | ① 生涯研修制度における研修体制の充実 ② 認定社会福祉士の資格取得支援 ③ 各種研修事業の充実 ④ 遠隔によるオンライン研修の充実 |
| 愛知ばあとなあセンター | ① 成年後見制度の利用促進計画に則った各地域における支援 ② 成年後見人等の質の向上および受任者の拡大 ③ 定期報告書等確認作業の効率化 ④ 未成年後見体制整備 ⑤ 愛知県主催の高齢者虐待対応研修の継続受託 ⑥ 虐待対応専門職派遣チームにおける障害者虐待事案への派遣拡大 |
| 生活支援相談ほっとセンター | ① 人材の育成 ② 他機関・他団体からの支援要請に応えられる体制の強化 |
| 福祉・介護サービス情報調査センター | ① 社会的養護分野の評価調査者の増員 ② 調査者の質の向上 |

事業

1 総務部

1) 総会・理事会等

【目的】 総会：一般社団法人としての決算報告を行うとともに、会員の意見交換・交流を図り職能団体としての意識を高め、研鑽する機会とする。

理事会：職能団体としての会の運営全般や諸規程改訂について協議し、事業の円滑な遂行を図る。

【計画】 総会：6月27日（日）に開催。3月に意見交換会・交流会2021年度 in Zoom を開催
理事会：原則2か月に1回開催

2) 広報委員会

【目的】 本会の活動内容や関係団体等について、会員や福祉関係者等に情報提供する場を設けることにより、本会および関係団体の活動や事業について情報提供を行い、活性化に資する事を目的とする。

【計画】 ① 会報の発行（年4回発行）

会員等への配布。

② ホームページならびにSNS等の活用

ホームページならびにSNS等を活用し会員や関係者に有益な情報提供を行っていく。

③ メールマガジンの発行

研修や行事の案内を、必要に応じてメールマガジンで配信する。

④ 本会の紹介リーフレット作成

社会福祉士の資格紹介および会の目的や活動内容を広く広報できるよう、リーフレットを作成する。

3) ソーシャルワーカーデー企画実行委員会

【目的】 福祉専門職能団体と福祉専門職養成校団体との協力により、多様化するソーシャルワークのあり方と将来を担う人材育成について考え、福祉従事者、福祉系学生、一般市民にアピールする機会とする。

【計画】 福祉専門職能団体や福祉専門職養成校団体で構成する愛知ソーシャルワーカーデー実行委員会へ委員を派遣し企画・運営に携わる。

4) 災害支援対策事業

【目的】 大規模災害時に専門職としてのソーシャルワークが展開できるような体制を支部と連携して整える。

【計画】 ① 災害支援体制の整備

・災害対応ガイドラインおよびマニュアルの運用ができるよう体制を整える。

・体制整備に向けて支部や他委員会との連携を図る取り組みづくりに努める。

② 災害発生時には、状況に応じボランティア派遣、募金活動等を実施する。

③ 愛知県災害福祉広域支援推進協議会に会として参加し、専門職団体として協力する。

5) 会員支援事業

【目的】 支部活動の活性化により地域貢献活動および、会員社会福祉士の地域ネットワークの構築、相互研鑽を図ることを目的とする。

【計画】 支部活動費の支給

6) 関係機関への協力

【計画】 関係機関からの依頼により、講師等の派遣協力、委員の推薦等を行う（随時）。

2020年から非営利法人からの依頼によりグループスーパービジョンの実施のため、試行的に派遣していたスーパーバイザーの派遣を継続する。

7)DX(デジタルトランスフォーメーション)を意識したICT化の推進

【目的】事務局スタッフおよび諸事業に関わる本会役員等のICTリテラシーを高め、業務効率の向上、遠隔による研修効果の向上等を目指すとともに、新設されるタスクチームと協働して会員交流の新たなステージを模索することを目的とする。

【計画】事務局職員に対する定期的なICT関連の研修実施、他の職能団体も含めた情報交換会・交流会の開催、会員むけの遠隔交流サロンの開催を通じた交流機会の提供。

8)独立した委員会

綱紀委員会

苦情の調査・審査

理事会への審査結果報告と処分提案

選挙管理委員会

役員候補者選出規則に基づく新理事の選出にかかる事務の遂行

2 生涯研修センター

【目的】職能団体の責務として、会員社会福祉士の研鑽と能力向上を図ることを目的に、基礎研修（共通基盤）、事例検討会、その他職域・専門分野別に、研修等の事業を実施する。

1)生涯研修委員会

【目的】生涯研修制度の普及と推進、認定社会福祉士制度と連動する基礎研修の運営を担うとともに、各々の職域を越えて幅広く交流するための研修機会を提供すること等を目的とする。

【計画】基礎研修においては、東海四県で協定を結び、日程・内容についての連携をとり、研修欠席者が他県で受講しやすいよう体制整備を行うとともに、自然災害時などの受講機会の確保・補完のため、相互の協力連携体制を強化する。基礎研修修了者の会での活動の場を確保し、学びと実践が連動できる仕組みを検討する。会員が実践事例を検討する場としてのピアスーパービジョン事例検討会や実践研究を行う場について講師等と話し合う機会を創り、会員に有益な学びの場としての再構築を検討する。また、今年度も認定社会福祉士の医療分野の認証研修を愛知県医療ソーシャルワーカー協会と連携し、実施するとともに評価する。

なお、基礎研修は、今年度は、コロナ禍が続くことも想定し、オンライン（ライブとeラーニングの組み合わせ）による「非対面方式」で開催する予定である。

他の研修も状況に応じて「非対面方式」で行うこともあり得る。

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|------------------------------|--------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 生涯研修委員会 | 年4回開催予定 | 生涯研修委員 | |
| 基礎研修Ⅰ | 集合（オンライン）研修は 10月、2月（2日間研修） | 社会福祉士 | 生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修 |
| 基礎研修Ⅱ | 集合（オンライン）研修は 5月～翌2月（毎月1回開催） | 社会福祉士 | 生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修 |
| 基礎研修Ⅲ | 集合（オンライン）研修は 5月～翌2月（毎月1回開催） | 社会福祉士 | 生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修 |
| ピアスーパービジョンによる 事例検討会 | 7月、10月、翌2月 （予定、年3回） | 社会福祉士 | 分野（高齢者・障害・児童・生活困窮者等） |
| 医療分野研修 | 11月・12月開催予定 （2日間研修） | 社会福祉士 | 生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修 |
| 認定社会福祉士医療福祉分野 研修プロジェクトチーム | 年3回開催予定 | プロジェクト 委員 | 生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく専門分野別研修の運営チーム |

2)スーパービジョン委員会

【目的】生涯研修制度および認定社会福祉士制度において、基礎研修修了後の「スーパービジョン」の実施に関して、社会福祉士会として整備し、会員支援することが求められている。このため、スーパーバイザーへの情報の提供と環境整備。スーパーバイザーがバイザーになるための養成研修と

しての「スーパービジョンⅡ研修」の実施。スーパービジョンについて会員が学ぶ場の提供。スーパーバイザー同士の情報共有・意見交換による質の担保、などを企画運営する。また、基礎研修Ⅱ及びⅢの人材育成系科目の運営をサポートする。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|--------------------|---------|----------------|---------------------------|
| スーパービジョン委員会 | 年3回程度 | スーパービジョン委員 | |
| 基礎研修Ⅱ・Ⅲの人材育成系科目の運営 | 2日間 | 基礎研修Ⅱ・Ⅲ受講者 | |
| スーパービジョン・オリエンテーション | 5～6月 | 基礎研修修了者・希望者 | スーパービジョン実施のためのオンライン説明会を予定 |
| スーパービジョンの実施 | 開始より1年間 | 基礎研修修了者 | 生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく |
| スーパーバイザー会議 | 年1回程度 | 認証機構登録スーパーバイザー | 生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく |
| スーパービジョンⅡ研修開催の検討 | 未定 | 社会福祉士 | 生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく |
| スーパービジョンを学ぶ研修 | 年1回 | 社会福祉士 | オンライン研修を予定 |

3)高齢者支援委員会

【目的】 高齢者支援に深く関わる職種を対象として、その専門的力量（相談援助能力、アセスメント能力、マネジメント能力、連携能力など）が向上する研修を考案し、広く参加機会を設ける。地域包括支援センター社会福祉士等相談員と主任介護支援専門員等に対し、地域ケア会議を運営する力や多職種と連携する力が身につくようにする。また介護支援専門員に対し、社会福祉士会方式のアセスメント手法を学ぶことで質の高いケアマネジメントが身につくようにする。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|--------------------------------------|------------|------------------------------|-------------------------|
| 高齢者支援委員会 | 随時 | 高齢者支援委員 | |
| 地域包括ケアシステム推進研修、ネットワーク構築研修 | 6月（予定、1日） | 地域包括支援センター職員、担当行政職員、介護支援専門員等 | 愛知県主任介護支援専門員更新要件の研修申請予定 |
| 日本社会福祉士会方式アセスメント手法研修 | 3月（予定、1日） | 介護支援専門員実務研修受講者等 | 同上 |
| 地域包括支援センター等高齢者、介護保険利用者の事例検討会（地域ケア会議） | 1月（予定、1日） | 地域包括支援センター職員、担当行政職員、介護支援専門員等 | 同上 |
| 介護支援専門員の質の向上研修 | 10月（予定、半日） | 同上 | 同上 |

4)後継者育成研修委員会

【目的】 社会福祉の職場での実習生受け入れをすすめるため、職能団体として社会福祉士実習指導者を養成する。今後、予定されている社会福祉士養成カリキュラムの改正の動向等の情報提供としてフォローアップ研修を企画・開催する。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|---------------------|---------------|--------------|------------------------|
| 後継者育成研修委員会 | 5月、8月、11月（予定） | 後継者育成研修委員 | |
| 実習指導者講習会 | 11月（予定） | 社会福祉士 | |
| 相談援助実習指導者フォローアップ研修会 | 11月（予定） | 実習指導者講習会修了者他 | オンラインを活用したフォローアップ研修を検討 |

5)子ども家庭福祉委員会

【目的】 子ども・家庭・地域における暮らしの支援に関わる福祉サービス提供に際し、コロナ禍によってこれまで以上に浮き彫りとなった困難の中、即戦力となる子ども家庭福祉支援者としての力を養うことを目指す。また、これまで力を注いだスクールソーシャルワーカー養成を引き続き継続し、学校現場で求められるスクールソーシャルワーカーの輩出をしていく。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|---------------------|--------------------------|---------------------------------------|--------------|
| 子ども家庭福祉委員会 | 4月、8月、11月、 3月 (予定) | 子ども家庭福祉委員 | |
| スクールソーシャルワーカー養成研修講座 | 6～10月 | 社会福祉士・精神保健福祉士・教育関係者 | 社会福祉士認証研修を含む |
| 子ども家庭福祉研究会 | 年1回 | 社会福祉士・精神保健福祉士・教育関係者など子ども家庭福祉分野に興味を持つ者 | |

3 愛知ばあとなあセンター

【目的】 社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、権利擁護に関する事業を実施する。

1)成年後見研修委員会

【目的】 成年後見人候補者の養成、成年後見人として活動する、もしくは活動しようとする会員の質の向上を図る。

弁護士会等の専門職と連携を図り、研修会や勉強会等を行う。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------|
| 成年後見研修委員会 | 5月、7月、2月 | 成年後見研修委員 | |
| 成年後見活用講座 | 7月(予定) | 会員・福祉関係者 | |
| 市町村、福祉関係者のための成年後見講座パート18 | 10月(予定) | 市町村、地域包括支援センター、障害者相談支援機関職員等 | 愛知県弁護士会と共催 |
| 成年後見人材育成研修 | 7月24日・8月28日 9月25日・10月23日 | 受講要件を満たしている会員 | 社会福祉士認証研修 |
| 名簿登録研修 | 11月27日 | 成年後見人材育成研修修了者、ばあとなあ名簿登録者 | |
| 成年後見受任者継続研修会 | 2月(予定) | ばあとなあ名簿登録者・会員 | |
| 社会福祉士会・弁護士会合同勉強会 | 6月・10月(予定) | ばあとなあ名簿登録者・弁護士 | 愛知県弁護士会と共催 |
| 愛知県弁護士会アイズとの定例会 | 年8回程度 | 会員、弁護士 | 愛知県弁護士会と協働 |

2)成年後見活動委員会

【目的】 成年後見人として活動する、もしくは活動しようとする会員の質の向上を図る。

家庭裁判所等からの成年後見人等候補者推薦依頼に対し、適切なばあとなあ登録会員を推薦することにより、成年後見人等受任を円滑に行う。

成年後見利用促進法の施行による社会福祉士の専門職後見人としての期待に応えるよう、成年後見制度の知識について研鑽する。さらに、専門職後見人である三士会(弁護士・司法書士・社会福祉士)などや、家庭裁判所・行政・後見センター等との連携を図る。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|---------------------|---------------------|------------------------|-------------------------|
| 成年後見活動委員会 | 7月、10月、1月 | 成年後見活動委員 | |
| 成年後見受任者活動報告チェック会議 | 4月 | 成年後見人等受任報告書提出者 | |
| 受任・調整会議 | 毎月1回 (名古屋・尾張、三河) | 成年後見人等受任者、 ばあとなあ登録者 | |
| 事例検討会 | 年2回 (名古屋・尾張、三河) | 成年後見人等受任者、 ばあとなあ登録者 | |
| ばあとなあ会議 | 年3回 (名古屋・尾張、三河) | 成年後見人等受任者、 ばあとなあ登録者 | |
| 成年後見人受任者推薦 | 随時 | ばあとなあ登録者 | 家庭裁判所等からの依頼による |
| ばあとなあ登録者名簿を家庭裁判所へ提出 | 6月 | ばあとなあ登録者 | |
| 都道府県ばあとなあ担当者会議への参加 | 随時 | 成年後見委員会委員等 2～3名 | |
| 名古屋家庭裁判所協議会への参加 | 随時 | 成年後見委員会委員2～3名 | 家庭裁判所依頼による |
| 成年後見制度相談会への参加 | 随時 | 成年後見活動委員会等 各2名 | 自治体などの依頼による |
| 高齢者問題専門職ネットワーク勉強会 | 3か月に1回 | 愛知県弁護士会を中心とした関係団体会員 | 愛知県弁護士会を中心とした関係団体と合同で実施 |
| 高齢者問題専門職ネットワーク幹事会 | 3か月に1回 | 愛知県弁護士会を中心とした関係団体役員 | 愛知県弁護士会を中心とした関係団体と合同で実施 |
| ばあとなあ「しおり」の改訂 | 随時 | 成年後見委員会委員等 2～3名 | 受任者に対するマニュアル |
| 業務監査委員会 | 年1回 | 業務監査委員 | |

3)成年後見制度利用促進委員会

【目的】2016年に施行された「成年後見制度利用促進法」の主旨に則り、本人の意思決定支援を基調とした本人にメリットのある成年後見制度として、家庭裁判所を始め、関係する諸団体との連携を強化し、地域における権利擁護システムの構築に参画する。そのためにも、地域における権利擁護システムの構築に寄与できる人材を育成する。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|-------------------------------|---------|--------------|------------------------------------------------|
| 成年後見制度利用促進委員会 | 年3回 | 成年後見制度利用促進委員 | |
| 利用促進法に関する三士会打合せ会 | 通年(月1回) | 成年後見各委員会委員 | 弁護士・司法書士・ばあとなあ社会福祉士(家庭裁判所)社会福祉士成年後見センター職員・行政職員 |
| 成年後見センター立ち上げ市町村への訪問 | 随時 | 成年後見各委員会委員 | 成年後見委員会委員から三士会へ訪問 |
| 各成年後見センター委員の推薦 | 随時 | 成年後見各委員会委員 | 専門職後見人として、協議会などへの委員推薦 |
| 愛知県社会福祉協議会「成年後見制度研究委員会」への委員推薦 | 随時 | 成年後見各委員会委員 | 専門職後見人として、研究会の参加 |

| | | | |
|--------------------|-----|------------|-----------------------|
| 都道府県ばあとなあ担当者会議への参加 | 5月 | 成年後見委員会委員等 | 国、日本社会福祉士会の動向確認し、県に伝達 |
| 成年後見利用促進に関する現状報告会 | 年1回 | 会員 | 成年後見制度利用促進の現状を学ぶ |

4)リーガルソーシャルワーク委員会

【目的】 罪を犯した人たちのなかには、福祉的支援を必要としている高齢者や障害者等が存在し、これらの人たちへの社会復帰に向けた支援が重要である。罪を犯した人たちが再び地域の一員として生活を再構築していくため刑事司法分野の支援者と共通認識を持ち協力して支援を行う。そして福祉職の役割と支援の実際、関係者との連携のあり方等を学び実践する。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|------------------------------|--------|----------------|------------------|
| リーガルソーシャルワーク委員会 | 随時 | リーガルソーシャルワーク委員 | |
| リーガルソーシャルワーク研修会 | 12月～1月 | 会員・福祉関係者・司法関係者 | |
| 更生保護関係機関見学 | 7月 | 会員限定 | |
| 司法関係機関協議会等への出席 | 随時 | 当会役員等 | 司法関係機関からの依頼による |
| 名古屋保護観察所特別調整対象者選定会議への出席 | 随時 | 当会役員等 | 名古屋保護観察所からの依頼による |
| 犯罪被害者支援連絡協議会 | 随時 | 当会役員等 | 愛知県警からの依頼による |
| 名古屋市再犯防止モデル事業有識者懇談会 | 随時 | 当会役員等 | 名古屋市役所からの依頼による |
| 愛知県再犯防止連絡協議会 | 随時 | 当会役員等 | 愛知県からの依頼による |
| 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業検討委員会 | 随時 | 当会役員等 | 愛知県からの依頼による |

5)高齢者・障害者虐待対応委員会

【目的】 愛知県内の市町村、地域包括支援センター職員に向け、養護者及び施設従事者に関する高齢者・障害者虐待対応に関する標準研修を実施し、高齢者虐待対応力を高めるとともに、愛知県弁護士会と協働して実施している高齢者・障害者虐待対応専門職チームを積極的に市町村が活用できるよう働きかける。前年度より愛知県から受託している、市町村向けの養護者による高齢者虐待対応研修においても継続的实施に向けて取り組む。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|---------------------------|-----------|------------------------------|------------|
| 高齢者・障害者虐待対応委員会 | 随時 | 高齢者・障害者虐待対応委員 | |
| 愛知県受託による市町村職員向け虐待対応人材養成研修 | 2月（予定） | 県内市町村及び地域包括支援センター職員 | ※受託可能な場合 |
| 養護者による高齢者虐待対応標準研修 | 8月（3日間）予定 | 高齢者虐待対応に関わっている市町村職員及び地域包括職員等 | |
| 養介護施設従事者等による虐待対応研修 | 12月（1日間） | 高齢者虐待対応に関わっている市町村職員、直営包括等 | |
| 虐待対応専門職チーム派遣事業 | 随時 | 県内市町村 | 愛知県弁護士会と協働 |
| 愛知県弁護士会アイスとの定例会 | 年3回程度 | 会員、弁護士 | 成年後見委員会と合同 |

| | | | |
|----------------|-----------|---------------|------------|
| 虐待対応専門職チーム向け研修 | 10月（半日）予定 | 派遣チーム登録会員、弁護士 | 愛知県弁護士会と協働 |
|----------------|-----------|---------------|------------|

4 生活支援相談ほっとセンター

1) 相談支援委員会

【目的】社会福祉士の本旨である「福祉に関する相談援助」活動を職能団体の公益活動として位置付け、これを推進し、相談や援助を必要とする県民の相談支援を行う。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|-----------------------------------|---------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 相談支援委員会 | 随時 | 相談支援委員 | |
| 生活支援相談 | 通年 (毎週水曜日) | 県民・生活困窮者等 | 当会事務所内に生活支援相談コーナーを設置 生活困窮者自立支援事業の実施への協力等 |
| 進学相談、資格相談会への参加 | 随時 | 福祉系大学・専門学校への進学希望者及び保護者、福祉分野に就職を希望する学生、一般県民 | 資格等相談コーナーへの参加協力 |
| 愛知県ホームレス問題講演会 & 愛知県社会福祉士会権利擁護セミナー | 12月（予定） | 県民、福祉関係者、会員 | 愛知県との共催（予定） |

2) 自殺対策委員会

【目的】生活上の様々な困難を抱え、自殺のリスクが高い状態にある方々の支援に携わっている支援担当者が、自殺対策の知識と技術を獲得できるよう研修を実施する。人材育成によって、自殺対策に貢献することを目的とする。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|---------|----------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 自殺対策委員会 | 4回程度 | 自殺対策委員 | |
| 研修講師派遣 | 6月（予定） 8月（予定） 3月（予定） | 福祉事務所職員、生活困窮者自立支援制度従事者 | 愛知県委託事業継続の可否によって事業内容は変更になる可能性あり |
| 自殺対策研修 | 2月（予定） | 支援担当者および関心のある者等 | 上記と同じ |

3) 生活困窮者自立支援制度研修委員会

【目的】生活困窮者自立支援事業の従事者に必要な相談支援の知識と技術の維持・向上を目的とした研修を実施する。人材養成により、生活困窮者支援に貢献することを目的とする。

【計画】

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|-------------------------------|--------|--------------------------|-----------------------------------------------|
| 生活困窮者自立支援制度研修委員会 | 随時 | 生活困窮者自立支援制度研修委員 | |
| 生活困窮者自立支援制度研修企画チーム会議 | 随時 | 生活困窮者自立支援制度研修企画チーム構成員 | 厚生労働省の定めにより、修了証発行要件として、現任の従事者による研修企画チームの組織が必要 |
| 初任者研修 | 6月（予定） | 生活困窮者自立支援事業従事者および市町村担当者 | 愛知県委託事業継続の可否によって事業内容は変更になる可能性あり |
| 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修（主任相談支援員）研修 | 8月（予定） | 生活困窮者自立支援事業従事者（主任相談支援員）者 | 上記と同じ |

| | | | |
|------------------------------------------|--------|-------------------------------|-------|
| フォローアップ研修生活困窮者自立支援制度従事者養成研修（相談支援員・就労支援員） | 2月（予定） | 生活困窮者自立支援事業従事者（相談支援員および就労支援員） | 上記と同じ |
|------------------------------------------|--------|-------------------------------|-------|

5 福祉・介護サービス情報調査センター 福祉サービス第三者評価事業

【目的】福祉サービス等利用者の権利擁護を推進するため、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を公正・中立かつ客観的な立場から評価を行うことのできる専門職団体として愛知県福祉サービス第三者評価推進センターによる認証を受け事業を実施する。

【計画】年間2件程度の評価を実施

全国社会福祉協議会主催 社会的養護施設評価調査者養成研修への受講推進及び、評価調査者更新研修への受講勧奨（調査者の質の向上）。評価機関として社会的養護施設の評価が可能になったため周知し調査を実施したい。

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|---------|--------|------------|-----------------|
| 調査機関内研修 | 7月（予定） | 評価調査者（登録者） | 評価機関連絡会議の後に開催予定 |

6 タスクチーム(特命委員会)

【目的】社会情勢等により会に求められている役割を果たすことができるよう、特命委員会を設置し、事業の実施や体制整備を図る。

1)多文化ソーシャルワークチーム

【目的】愛知県における外国人の状況、生活上の問題、関係機関の取組等を知ることにより、社会福祉士として必要な知識を得、適切な関わりができるようにする。

【計画】新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、関係者の参加も見込んだ研修会は開催困難なため、社会福祉士を対象とした勉強会を実施し、外国人の生活や問題について理解を深める機会とする。

また、今後の活動について検討する。

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|------------------|-----------|-----------------|----|
| 多文化ソーシャルワークチーム会議 | 適時（年4回程度） | 多文化ソーシャルワークチーム員 | |
| 多文化ソーシャルワーク勉強会 | 11月 | 社会福祉士等 | |

2)障がい者生活支援チーム

【目的】社会福祉士として障がい者の地域生活支援のための知識・技能の蓄積や、多職種連携による家族全体の支援に必要なネットワーク構築のための取組を行う。

【計画】研修の内容により、他委員会やチーム、他職能団体と一緒にいき、障がいの理解を他分野に広めていく。また、研修に協力してくれる仲間を増やしていく。障がい者地域生活支援研修を開催している他都道府県にチーム1名が研修を受けにいき、再来年には、愛知県で障がい者地域生活支援研修を開催する事を目指していく。

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|---------------|------------|---------------------------------|----|
| 障がい者生活支援チーム会議 | 適時（年4回程度） | 障がい者生活支援チーム員 その他必要と認められた会員等 | |
| 障がい者生活支援研修会 | 年1回（予定、1日） | 社会福祉士 障がい者支援に関心のある者 他職能団体 | |

3)組織強化対応チーム

【目的】新入会員の拡大と既存会員の退会抑止、本会諸活動への参加促進を目的として『魅力あるコンテンツ』を創り具現化することを目的とする。

【計画】タスクチームとして組織し、日本社会福祉士会における財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクト報告も視野に、総務部と連携しながら試行的な取り組みやICTを活用したさまざまな取り組みを計画し実行する。

| 事業名 | 実施時期 | 参加者・対象者 | 備考 |
|-------------|---------|------------|----|
| 組織強化対応チーム会議 | 月1回（原則） | 組織強化対応チーム員 | |

7 支部活動

【目的】支部選出理事や支部長を中心に、支部会員の拠り所となる活動を行う。

【計画】① 日常的諸活動を実施する。

② 県内の三河、尾張、名古屋、知多を巡回する意見交換会時に合わせて開催されてきた実践報告会については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を勘案しつつ、開催可否及び開催方法を再考の上、可能な範囲で実施する。

8 会員拡大

【目的】社会福祉士資格取得者の入会を促進することにより、会の組織基盤の強化と社会福祉士の社会的認知を高めることを目的とする。

【計画】社会福祉士養成校へ入会案内チラシの配布を依頼する。

各種研修等の機会に入会案内のチラシを配布する。

新設となる組織強化対応チームとも連携する。